

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB07-9 r. 6. 0
提出年月日	令和4年11月11日

## 泊発電所3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

#### 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

令和4年11月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p><b>比較結果等を取りまとめた資料</b></p> <p><b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b></p> <p><b>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</b></p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果, 変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果, 変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果, 変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p><b>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</b></p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果, 変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果, 変更したもの : なし</p> <p style="padding-left: 20px;">・実質的な内容に相違が無いことから, 資料構成を反映し変更。</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果, 変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p><b>2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</b></p> <p><b>2-1) 体制の相違</b></p> <p>・核物質防護に関する緊急時の体制図について, 組織, 構成が異なる。【比較表 P.7-7】</p> <p>組織に相違があるものの, 緊急時に体制を構築し対応を行う点は同等である。</p> <p><b>2-2) 設備の相違</b></p> <p>・監視装置のうち泊発電所にはない設備の記載なし。【比較表 P.7-12】</p> <p>設備構成に相違があるものの, 見張人の詰所にて監視装置による監視を行う点は同等である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>（1）位置、構造及び設備</p> <p>（2）安全設計方針</p> <p>（3）適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等</p> <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>2.2 区域の設定、持込み物品の点検及び出入管理等</p> <p>2.3 区域の境界について</p> <p>2.4 郵便物等の点検</p> <p>2.5 不正アクセス行為の防止対策</p> <p>3. 技術的能力説明資料</p> <p>（別添資料）発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>（1）位置、構造及び設備</p> <p>（2）安全設計方針（手順書等含む。）</p> <p>（3）適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等</p> <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>2.2 区域管理</p> <p>2.2.1 物理的障壁による区画</p> <p>2.2.2 出入管理</p> <p>2.3 探知施設</p> <p>2.4 通信連絡設備</p> <p>2.5 持込み確認</p> <p>2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応</p> <p>3. 別添</p> <p>別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>（1）位置、構造及び設備</p> <p>（2）安全設計方針（手順書等含む。）</p> <p>（3）適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等</p> <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>2.2 区域管理</p> <p>2.2.1 物理的障壁による区画</p> <p>2.2.2 出入管理</p> <p>2.3 探知施設</p> <p>2.4 通信連絡設備</p> <p>2.5 持込み確認</p> <p>2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応</p> <p>3. 技術的能力説明資料</p> <p>別添 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■他条文との記載の横並び</p> <p>■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準対象施設<small>（赤字）</small>の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉<small>（青字）</small>における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設<small>（赤字）</small>について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）<small>（青字）</small>を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備<small>（青字）</small>の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉<small>（青字）</small>における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備<small>（青字）</small>について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等<small>（青字）</small>を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準対象施設<small>（赤字）</small>の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉<small>（青字）</small>における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設<small>（赤字）</small>について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）<small>（青字）</small>を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>■用語定義に基づく記載適正化        ■設備名称の相違</p> <p>■用語定義に基づく記載適正化</p> <p>■記載表現の相違        他条文との記載の横並び</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																		
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について、設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について、設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において、追加要求事項を明確化する。</p> <p>設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条の要求事項を、第1.1-1表に示す。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について、設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において、追加要求事項を明確化する。</p> <p>設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条の要求事項を、表1に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違                  (女川に記載統一)</p> <p>■記載表現の相違                  (付番の相違)</p>																		
<p>表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th> <th>技術基準規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</td> <td>第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。	第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項	<p>第1.1-1表 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th> <th>技術基準規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</td> <td>第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>【追加要求事項】</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。	第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】	<p>表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th> <th>技術基準規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</td> <td>第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。	第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項	
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。	第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																			
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。	第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】																			
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。	第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件がある他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>（1）位置、構造及び設備</p> <p>（3） その他の主要な構造</p> <p>（i） 本発電用原子炉施設は、（1）耐震構造、（2）耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>（b） 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.5：P2-7-11～16）】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1)位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設的一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>（1）位置、構造及び設備</p> <p>ロ、 発電用原子炉施設的一般構造</p> <p>（3） その他の主要な構造</p> <p>（i） 本発電用原子炉施設は、（1）耐震構造、（2）耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>（b） 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.6：P7条-9～11）】</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>（女川に記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 安全設計 <b>方針</b></p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって<b>防護</b>して、<b>点検、確認</b>等を行うことにより、<b>接近管理</b>及び出入管理を行<b>える</b>設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像<b>監視</b>等、<b>集中監視</b>するとともに、<b>外部</b>との通信連絡を行<b>う</b>設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な<b>接近</b>を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P2-7-11)(2.2:P2-7-11,12)(2.3:P2-7-13,14)】</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。)を防止する<b>ため</b>、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P2-7-11)(2.2:P2-7-11,12)(2.4:P2-7-15)】</p> <p>不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止する<b>ため</b>、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス<b>行為</b>を受けないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P2-7-11)(2.5:P2-7-16)】</p> <p>(2) 体制</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止する<b>ため</b>、<b>法律</b>に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の<b>もと</b>、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。</p> <p>人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。</p>	<p>(2) 安全設計方針(手順書等含む。)</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>(2) 体制</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。</p> <p>人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。</p>	<p>(2) 安全設計方針(手順書等含む。)</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 <b>安全設計の基本</b>方針</p> <p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1~2.3:P7条-9,10)】</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P7条-9)(2.5:P7条-11)】</p> <p>不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P7条-9)(2.6:P7条-11)】</p> <p>(2) 体制</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、<b>核燃料物質</b>及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。</p> <p>人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。</p>	<p>【大飯】                  ■記載表現の相違                  (女川に記載統一)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を、<b>第 1.1.1.1 図</b>に示す。</p> <p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス<b>行為</b>を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムに<b>おいて</b>、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部からのアクセス遮断措置について<b>は</b>、手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持する<b>ため</b>、適切に保守管理<b>を</b>実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的<b>に</b>実施する。</li> </ul> <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス<b>行為</b>を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムに<b>おいて</b>、<b>接近管理</b>及び出入管理を実施する。<b>接近管理</b>及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>接近管理</b>及び出入管理について<b>は</b>、手順を整備し、的確に実施する。</li> <li><b>接近管理</b>及び出入管理に係る設備の機能を維持する<b>ため</b>、適切に保守管理<b>を</b>実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li><b>接近管理</b>及び出入管理に係る教育を定期的<b>に</b>実施する。</li> </ul>	<p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を<b>第 1.1-1 図</b>に示す。</p> <p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的<b>に</b>実施する。</li> </ul> <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的<b>に</b>実施する。</li> </ul>	<p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を、<b>第 1.1.1 図</b>に示す。</p> <p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的<b>に</b>実施する。</li> </ul> <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的<b>に</b>実施する。</li> </ul>	<p>■記載表現の相違（付番の相違）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違（女川に記載統一）</p>



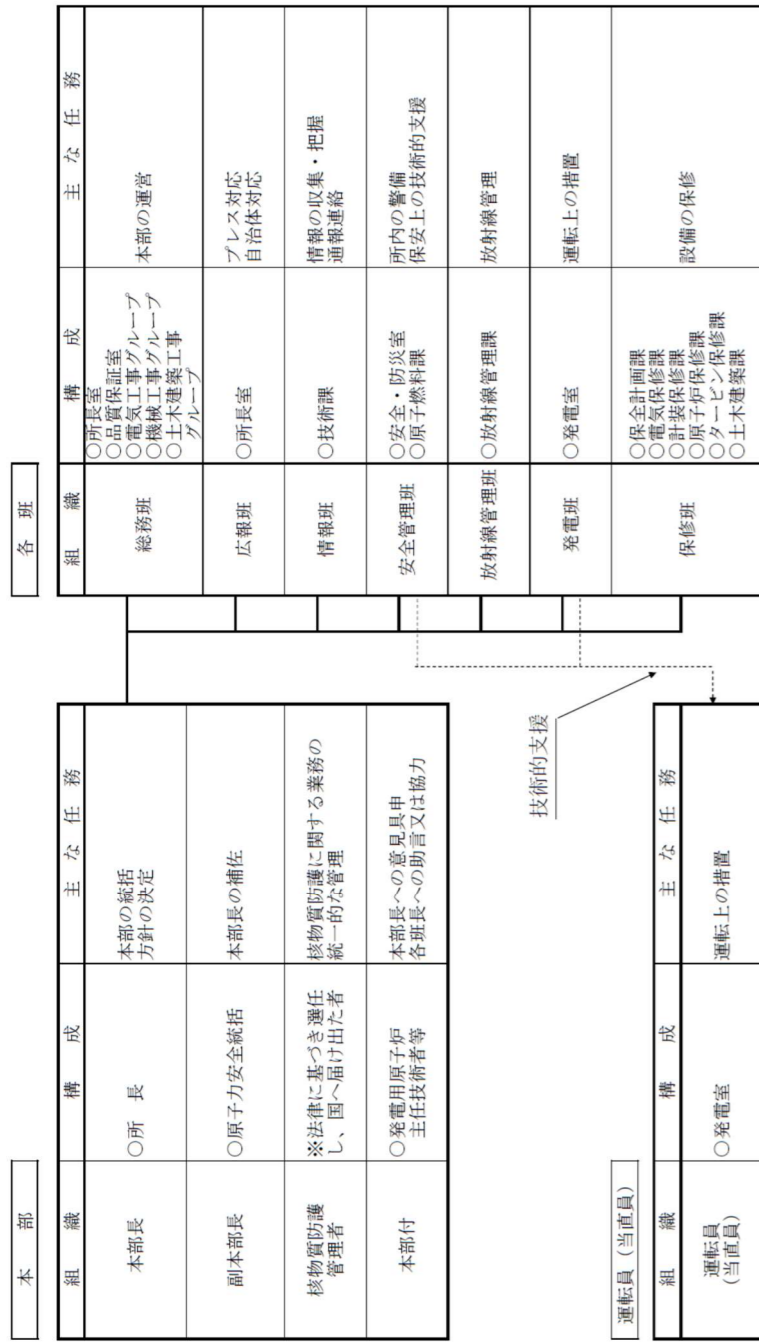
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

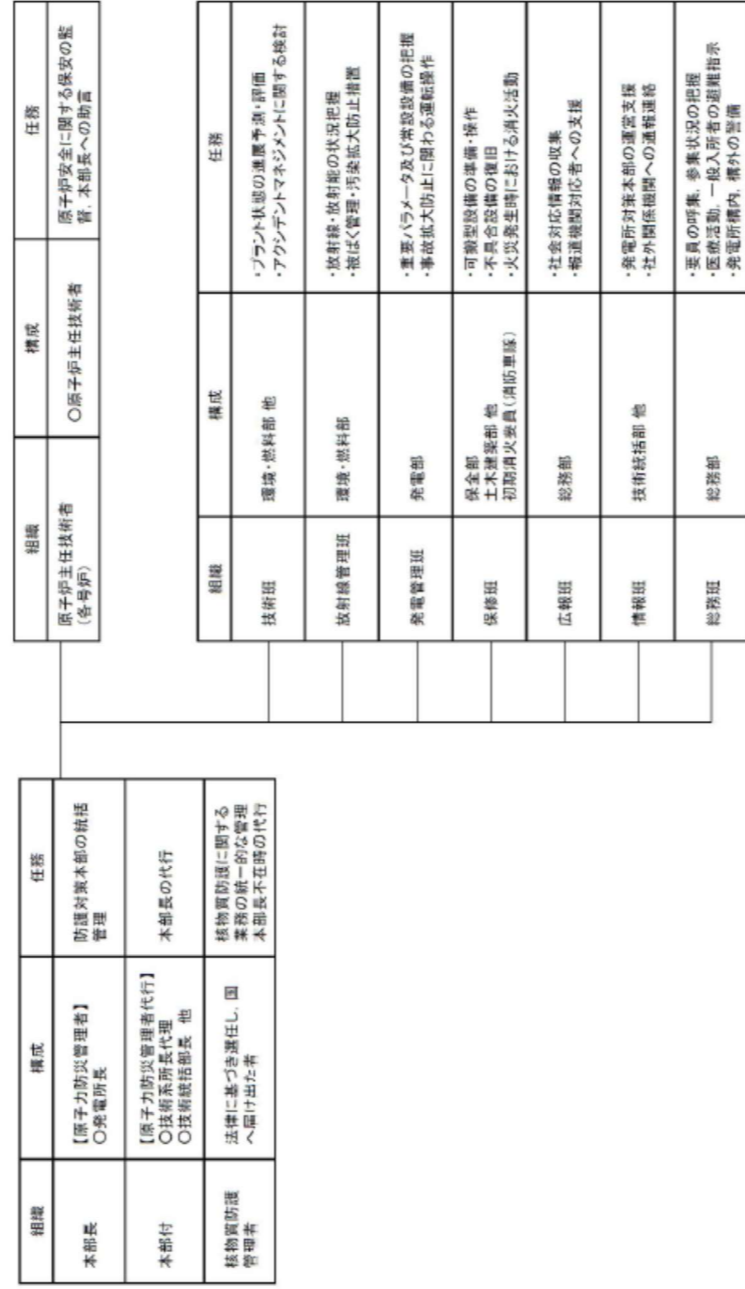
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

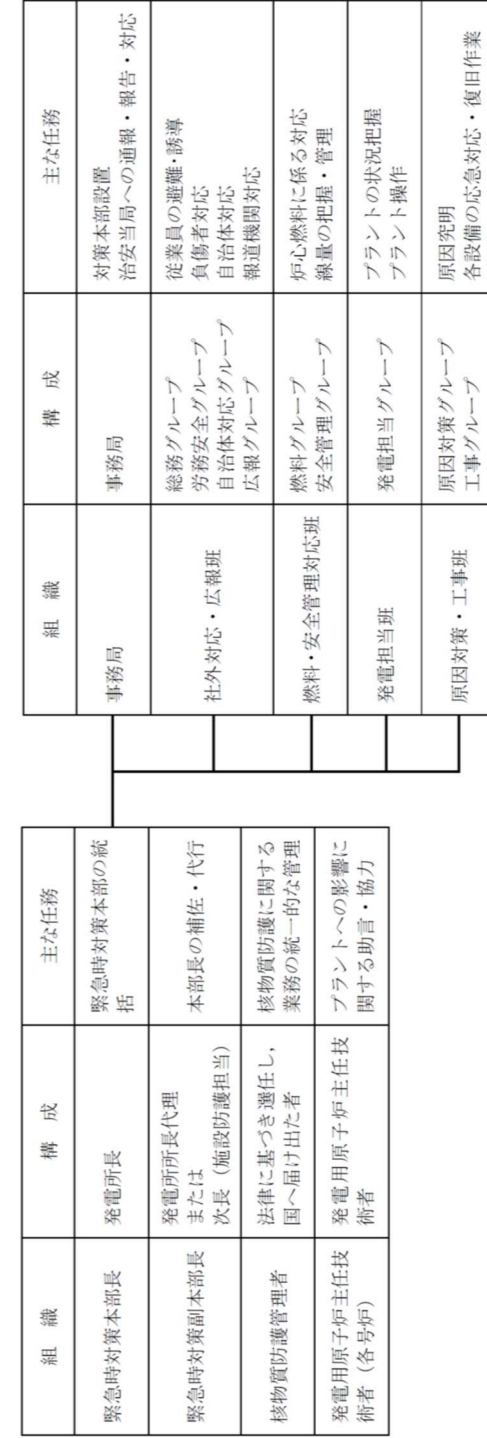
差異理由



第1.1.1.1図 核物質防護に関する緊急時の体制図



第1.1.1-1図 核物質防護に関する緊急時の体制



第1.1.1.1図 核物質防護に関する緊急時の体制図

■体制の相違  
 組織、構成に相違があるものの、緊急時に体制を構築し対応を行う点は同等である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(3) 適合性説明</p> <p><b>（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</b></p> <p><b>第七条</b> 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1：P2-7-11)(2.2：P2-7-11,12)(2.3：P2-7-13,14)】</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの<b>爆破物</b>及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1：P2-7-11)(2.2：P2-7-11,12)(2.4：P2-7-15)】</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>(3) 適合性説明</p> <p>第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの爆発物や有害物質の持込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>(1) 人の不法な侵入の防止措置</p> <p>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。</p> <p>c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>(2) 爆発性又は可燃性を有する物件等の持込みの防止措置</p> <p>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないうように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>(3) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置</p> <p>a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>(3) 適合性説明</p> <p>第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの爆発物や有害物質の持込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>(1) 人の不法な侵入の防止措置</p> <p>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。</p> <p>c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1～2.4：P7条-9,10)(2.6：P7条-11)】</p> <p>(2) 爆発性又は可燃性を有する物件等の持込みの防止措置</p> <p>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないうように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1～2.2：P7条-9,10)(2.5：P7条-11)】</p> <p>(3) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置</p> <p>a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違        (女川に記載統一)</p> <p>■記載表現の相違        (表現の統一)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>とする。                      【説明資料(2.1:P2-7-11)(2.5:P2-7-16)】</p> <p>1.3 気象等                      該当なし</p> <p>1.4 設備等</p> <p>10.10 構内出入監視装置                      不法な侵入等を防止するため、<b>照明灯、有線通信装置、テレビカメラ、磁気施錠装置</b>等を設ける。</p> <p>【説明資料(2.1:P2-7-11)(2.2:P2-7-11,12)】</p>	<p>1.3 気象等                      該当なし</p> <p>1.4 設備等</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.10 構内出入監視装置                      発電用原子炉施設に対する人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、通信連絡設備、監視装置、検知装置、施錠装置等を設ける。</p>	<p>【説明資料(2.1:P7条-9)(2.6:P7条-11)】</p> <p>1.3 気象等                      該当なし</p> <p>1.4 設備等</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.10 構内出入監視装置                      発電用原子炉施設に対する人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、通信連絡設備、監視装置、検知装置、施錠装置等を設ける。</p> <p>【説明資料(2.1~2.4:P7条-9,10)】</p>	<p>【大飯】                      ■記載表現の相違                      (女川に記載統一)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>人の不法な侵入等を防止するための区域を設定するとともに、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護し、点検や確認等を行うことにより、接近管理や出入管理を行える設計とする。</p> <p>さらに、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷する恐れがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物や有害物質の持込みを含む。）については、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>また、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、それを未然に防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムとして、核物質防護に関する文書に規定する情報システムは、電気通信回線を通じて妨害破壊行為等を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>核物質防護対策としてこれらの対策を行う。</p>	<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入（核物質の不法な移動、妨害破壊行為を含む）を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1-1図に示す。</p> <p>【説明資料（2.2～2.6：7条-10～12）】</p>	<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入（核物質の不法な移動、妨害破壊行為を含む。）を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1.1図に示す。</p>	<p>■記載表現の相違                  （括弧内に単語ではなく文章を記載した際は綴じ括弧前に「。」を付ける形に表現を統一）</p> <p>【大飯】                  ■記載表現の相違                  （女川に記載統一）</p> <p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.2 区域の設定、持込み物品の点検及び出入管理等                  人の不法な侵入等を防止するため、発電所内に区域を設け、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画し、その境界等において、警備員や設備により、点検や確認等を実施している。また、探知施設、通信連絡設備を設置している。                  具体的には、以下のとおり。(次頁へ)</p> <p>2.3 区域の境界について                  人の不法な侵入等を防止するため、発電所内に区域を設け、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画し、その境界（車両ゲート、出入口）等において、警備員、設備により、点検や確認等を実施している。</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>2.2 区域管理                  2.2.1 物理的障壁による区画                  特定核燃料物質の防護のための区域（以下、「防護区域」という。）、その外周に周辺防護区域、さらにその外周に立入制限区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画しており、人が侵入することを防止している。                  防護区域の障壁は、鉄筋コンクリート造りその他の堅固な障壁としている。また、周辺防護区域及び立入制限区域の境界には人が容易に侵入できないよう柵等を設置している。                  [実用炉規則第91条第2項第1号、第2号、第3号]</p>	<p>2.2 区域管理                  2.2.1 物理的障壁による区画                  特定核燃料物質の防護のための区域（以下、「防護区域」という。）、その外周に周辺防護区域、さらにその外周に立入制限区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画しており、人が侵入することを防止している。                  防護区域の障壁は、鉄筋コンクリート造りその他の堅固な障壁としている。また、周辺防護区域及び立入制限区域の境界には人が容易に侵入できないよう柵等を設置している。                  [実用炉規則第91条第2項第1号、第2号、第3号]</p>	<p>【大飯】                  ■記載表現の相違                  (女川に記載統一)</p> <p>【大飯】                  ■記載表現の相違                  (文章は設計方針と同等であり、具体的な核物質防護情報は不要と判断した)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>2.2.2 出入管理</p> <div data-bbox="943 296 1760 1066" style="border: 1px solid black; height: 367px; width: 275px;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第5号, 第6号]</p> <p>2.3 探知施設</p> <div data-bbox="943 1171 1760 1602" style="border: 1px solid black; height: 205px; width: 275px;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第4号, 第8号, 第11号, 第12号, 第22号]</p>	<p>2.2.2 出入管理</p> <div data-bbox="1783 296 2599 1066" style="border: 1px solid black; height: 367px; width: 275px;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第5号, 第6号]</p> <p>2.3 探知施設</p> <div data-bbox="1783 1171 2599 1602" style="border: 1px solid black; height: 205px; width: 275px;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第4号, 第8号, 第11号, 第12号, 第22号]</p>	<p>【大飯】  <span style="background-color: yellow;">■</span>記載表現の相違                      (女川に記載統一)</p> <p><span style="color: red;">■</span>設備の相違                      泊発電所に無い設備のため記載なし。                      設備構成に相違があるものの、見張人の詰所にて監視装置による監視を行う点は同等である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.4 郵便物等の点検                      郵便物等による爆破物又は有害物質の持込みを防止するために、不審な点等について確認の上、専任の担当者が発電所構内へ配送している。                      具体的には、以下のとおり確認している。</p>	<p>2.4 通信連絡設備                      [実用炉規則第91条第2項第22号]</p> <p>2.5 持込み確認                      防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように持込み点検を行っている。                      [実用炉規則第91条第2項第8号]</p>	<p>2.4 通信連絡設備                      [実用炉規則第91条第2項第22号]</p> <p>2.5 持込み確認                      防護区域、<span style="background-color: yellow;">周辺防護区域</span>及び立入制限区域の出入口において、<span style="background-color: yellow;">発電用原子炉施設</span>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、<span style="background-color: yellow;">又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み</span>（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように持込み点検を行っている。                      [実用炉規則第91条第2項第8号]</p>	<p>【大飯】  <span style="background-color: yellow;">■記載表現の相違</span>                      （女川に記載統一）</p> <p><span style="background-color: green;">■記載表現の相違</span>                      （表現の統一）</p> <p>【大飯】  <span style="background-color: green;">■記載表現の相違</span>                      （2.5 持込み確認に郵便物等の点検について記載しており、具体的な核物質防護情報は不要と判断した）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.5 不正アクセス行為の防止対策</p> <p>サイバーテロを含む不正アクセス行為を防止するため、人の不法な侵入等の防止に必要な設備又は操作に係るシステムは、電気通信回線を通じて妨害破壊行為等を受けることがないようにしている。</p> <p>具体的には、以下の対策等を実施している。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p>なお、発電用原子炉施設に係る情報システムについては、設置許可基準規則第24条参照。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第18号、第19号]</p> <p>3. 別添</p> <p>別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料                  発電所原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第18号、第19号]</p> <p>3. 技術的能力説明資料</p> <p>別添 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料                  発電所原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>■記載表現の相違</p> <p>■他条文との記載の横並び</p> <p>■設備名称の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料            発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料            発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料            発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>■設備名称の相違</p> <p>■記載表現の相違            他条文との記載の横並び</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第7条 人の不法な侵入等の防止</p> <p>条文要求解釈 ① 不正アクセス行為(サイバートロ含む)を防止するための設備を設けなければならない。  <b>【新規要求事項】</b></p> <p>① 不正アクセス行為(サイバートロ含む)を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>電気通信回線のアクセス遮断</p> <p>電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを防ぐための対策</p> <p>○ 電気通信回線のアクセス遮断に係る各種対策</p> <p>ハード対応項目                  ソフト対応項目</p> <p>緊急時の対応</p> <p>緊急時の対応に係る対策</p> <p>○ 核物質防護上の緊急時の体制確立                  ○ 治安当局及び規制当局への通報連絡                  ○ 緊急時の対応に係る各種措置</p> <p>不審者の接近及び侵入の防止</p> <p>不審者の接近及び侵入の防止に係る人的対策</p> <p>○ 区域の設定                  ○ 人及び車両の点検や確認等の接近管理、出入管理                  ○ 物品の持込み点検                  ○ 警備員による監視及び監視                  ○ 施錠管理</p> <p>不審者の接近及び侵入の防止に係る物的対策</p> <p>○ 柵や鉄筋コンクリート壁による防護                  ○ 探知施設による集中監視                  ○ 通信連絡設備の設置                  ○ 施錠管理</p>	<p>第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>設置許可基準規則</p> <p>不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二十四条第六号において同じ。)を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム※</p> <p>不正アクセス行為(サイバートロ含む)を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>電気通信回線のアクセス遮断</p> <p>不正アクセスを防ぐための物理的対策</p> <p>○ 電気通信回線のアクセス遮断に係る設計(安全保護回路)                  ○ 電気通信回線のアクセス遮断に係る設計(上記以外)                  ○ 許可されていない機器の接続防止</p> <p>不正アクセスを防ぐための人的対策</p> <p>○ 電気通信回線のアクセス遮断に係る手順及び教育                  ○ 日常点検、定期点検及び必要時の補修                  ○ 平常時の警備体制                  ○ 核物質防護上の緊急時の体制                  ○ 特定核燃料物質防護に係る教育</p> <p>電気通信回線のアクセス遮断</p> <p>不正アクセスを防ぐための物理的対策</p> <p>○ 柵や鉄筋コンクリート壁等による防護                  ○ 探知施設による集中監視                  ○ 通信連絡設備の設置                  ○ 施錠管理</p> <p>不審者の侵入防止</p> <p>不審者の侵入防止に係る人的対策</p> <p>○ 侵入防止および出入管理                  ・ 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定                  ・ 侵入防止及び出入管理に係る手順及び教育                  ・ 人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理                  ・ 物品の持込み点検                  ・ 警備員による監視及び監視                  ・ 核物質防護措置に係る関係機関等との連携                  ・ 日常点検、定期点検及び必要時の補修                  ○ 平常時の警備体制                  ○ 核物質防護上の緊急時の体制                  ○ 特定核燃料物質防護に係る教育</p> <p>※ 核物質防護措置として、                  実用規則に規定</p>	<p>第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>設置許可基準規則</p> <p>不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二十四条第六号において同じ。)を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム※</p> <p>不正アクセス行為(サイバートロ含む)を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>電気通信回線のアクセス遮断</p> <p>不正アクセスを防ぐための物理的対策</p> <p>○ 電気通信回線のアクセス遮断に係る設計(安全保護回路)                  ○ 電気通信回線のアクセス遮断に係る設計(上記以外)                  ○ 許可されていない機器の接続防止</p> <p>不正アクセスを防ぐための人的対策</p> <p>○ 電気通信回線のアクセス遮断に係る手順及び教育                  ○ 日常点検、定期点検及び必要時の補修                  ○ 平常時の警備体制                  ○ 核物質防護上の緊急時の体制                  ○ 特定核燃料物質防護に係る教育</p> <p>電気通信回線のアクセス遮断</p> <p>不正アクセスを防ぐための物理的対策</p> <p>○ 柵や鉄筋コンクリート壁等による防護                  ○ 探知施設による集中監視                  ○ 通信連絡設備の設置                  ○ 施錠管理</p> <p>不審者の侵入防止</p> <p>不審者の侵入防止に係る人的対策</p> <p>○ 侵入防止及び出入管理                  ・ 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定                  ・ 侵入防止及び出入管理に係る手順及び教育                  ・ 人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理                  ・ 物品の持込み点検                  ・ 警備員による監視及び監視                  ・ 核物質防護措置に係る関係機関等との連携                  ・ 日常点検、定期点検及び必要時の補修                  ○ 平常時の警備体制                  ○ 核物質防護上の緊急時の体制                  ○ 特定核燃料物質防護に係る教育</p> <p>※ 核物質防護措置として、                  実用規則に規定</p>	<p>差異理由</p> <p>■ 記載表現の相違                  (大飯)                  (女川に記載統一)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																					
<p>技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第7条 人の不法な侵入等の防止</td> <td rowspan="4">電気通信回線のアクセス遮断に係る各種対策</td> <td>運用・手順</td> <td>・アクセス遮断に係る各種対策を実施するための手順</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・特定核燃料物質防護対策教育 ・アクセス遮断措置に関する教育</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">柵や鉄筋コンクリート壁等による防護 ・探知施設による集中監視 ・通信連絡設備の設置 ・施設管理</td> <td>運用・手順</td> <td>・接近管理、出入管理及び施設管理のための手順 ・警報、映像監視等の探知施設による集中監視のための手順 ・外部との通報連絡の手順</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・特定核燃料物質防護対策教育</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第7条 人の不法な侵入等の防止	電気通信回線のアクセス遮断に係る各種対策	運用・手順	・アクセス遮断に係る各種対策を実施するための手順	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	保守管理	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育 ・アクセス遮断措置に関する教育	柵や鉄筋コンクリート壁等による防護 ・探知施設による集中監視 ・通信連絡設備の設置 ・施設管理	運用・手順	・接近管理、出入管理及び施設管理のための手順 ・警報、映像監視等の探知施設による集中監視のための手順 ・外部との通報連絡の手順	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	保守管理	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育	<p>運用、手順に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第7条 人の不法な侵入等の防止</td> <td rowspan="4">電気通信回線のアクセス遮断</td> <td>運用・手順</td> <td>・アクセス遮断措置に係る手順</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>・日常点検、定期点検及び必要時の補修</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・特定核燃料物質防護に係る教育 ・アクセス遮断措置に係る教育</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">不審者の侵入防止</td> <td>運用・手順</td> <td>・侵入防止及び出入管理 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定 侵入防止及び出入管理に係る手順 人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 ・核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>・日常点検、定期点検及び必要時の補修</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・特定核燃料物質防護に係る教育 ・侵入防止および出入管理に係る教育</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第7条 人の不法な侵入等の防止	電気通信回線のアクセス遮断	運用・手順	・アクセス遮断措置に係る手順	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	教育・訓練	・特定核燃料物質防護に係る教育 ・アクセス遮断措置に係る教育	不審者の侵入防止	運用・手順	・侵入防止及び出入管理 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定 侵入防止及び出入管理に係る手順 人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 ・核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	教育・訓練	・特定核燃料物質防護に係る教育 ・侵入防止および出入管理に係る教育	<p>運用、手順に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</td> <td rowspan="4">電気通信回線のアクセス遮断</td> <td>運用・手順</td> <td>・アクセス遮断措置に係る手順</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>・日常点検、定期点検及び必要時の補修</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・特定核燃料物質防護対策教育 ・アクセス遮断措置に関する教育</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">不審者の侵入防止</td> <td>運用・手順</td> <td>・侵入防止及び出入管理 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定 侵入防止及び出入管理に係る手順 人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 ・核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>・日常点検、定期点検及び必要時の補修</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・特定核燃料物質防護に係る教育 ・侵入防止および出入管理に係る教育</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	電気通信回線のアクセス遮断	運用・手順	・アクセス遮断措置に係る手順	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育 ・アクセス遮断措置に関する教育	不審者の侵入防止	運用・手順	・侵入防止及び出入管理 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定 侵入防止及び出入管理に係る手順 人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 ・核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	教育・訓練	・特定核燃料物質防護に係る教育 ・侵入防止および出入管理に係る教育	<p>■記載表現の相違          (大飯)          (女川に記載統一)</p>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																					
第7条 人の不法な侵入等の防止	電気通信回線のアクセス遮断に係る各種対策	運用・手順	・アクセス遮断に係る各種対策を実施するための手順																																																																					
		体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制																																																																					
		保守管理	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修																																																																					
		教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育 ・アクセス遮断措置に関する教育																																																																					
	柵や鉄筋コンクリート壁等による防護 ・探知施設による集中監視 ・通信連絡設備の設置 ・施設管理	運用・手順	・接近管理、出入管理及び施設管理のための手順 ・警報、映像監視等の探知施設による集中監視のための手順 ・外部との通報連絡の手順																																																																					
		体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制																																																																					
		保守管理	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修																																																																					
		教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育																																																																					
		設置許可基準対象条文	対象項目	区分		運用対策等																																																																		
		第7条 人の不法な侵入等の防止	電気通信回線のアクセス遮断	運用・手順		・アクセス遮断措置に係る手順																																																																		
				体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制																																																																			
				保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修																																																																			
教育・訓練	・特定核燃料物質防護に係る教育 ・アクセス遮断措置に係る教育																																																																							
不審者の侵入防止	運用・手順		・侵入防止及び出入管理 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定 侵入防止及び出入管理に係る手順 人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 ・核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡																																																																					
	体制		・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制																																																																					
	保守管理		・日常点検、定期点検及び必要時の補修																																																																					
	教育・訓練		・特定核燃料物質防護に係る教育 ・侵入防止および出入管理に係る教育																																																																					
	設置許可基準対象条文		対象項目	区分	運用対策等																																																																			
	第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		電気通信回線のアクセス遮断	運用・手順	・アクセス遮断措置に係る手順																																																																			
				体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制																																																																			
				保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修																																																																			
教育・訓練		・特定核燃料物質防護対策教育 ・アクセス遮断措置に関する教育																																																																						
不審者の侵入防止		運用・手順	・侵入防止及び出入管理 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定 侵入防止及び出入管理に係る手順 人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 ・核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡																																																																					
		体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制																																																																					
		保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修																																																																					
		教育・訓練	・特定核燃料物質防護に係る教育 ・侵入防止および出入管理に係る教育																																																																					
		<p>技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第7条 人の不法な侵入等の防止</td> <td rowspan="4">区域の設定 人及び車両の点検や確認等の接近管理、出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 施設管理</td> <td>運用・手順</td> <td>・区域の設定に関する手順 ・接近管理、出入管理及び施設管理のための手順 ・持込み点検の手順 ・警備員による監視及び巡視の手順</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・特定核燃料物質防護対策教育</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">核物質防護上の緊急時の体制確立 治安当局及び規制当局への通報連絡 緊急時の対応に係る各種措置</td> <td>運用・手順</td> <td>・核物質防護上の緊急時の体制確立に関する手順 ・治安当局及び規制当局への通報連絡に関する手順 ・緊急時の対応に係る各種措置を実施するための手順</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・特定核燃料物質防護対策教育 ・特定核燃料物質防護対策訓練 ・アクセス遮断措置に関する教育</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第7条 人の不法な侵入等の防止	区域の設定 人及び車両の点検や確認等の接近管理、出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 施設管理	運用・手順	・区域の設定に関する手順 ・接近管理、出入管理及び施設管理のための手順 ・持込み点検の手順 ・警備員による監視及び巡視の手順	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	保守管理	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育	核物質防護上の緊急時の体制確立 治安当局及び規制当局への通報連絡 緊急時の対応に係る各種措置	運用・手順	・核物質防護上の緊急時の体制確立に関する手順 ・治安当局及び規制当局への通報連絡に関する手順 ・緊急時の対応に係る各種措置を実施するための手順	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	保守管理	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育 ・特定核燃料物質防護対策訓練 ・アクセス遮断措置に関する教育	<p>設置許可基準規則対象条文</p> <p>第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>※核物質防護対策として実施</p>	<p>設置許可基準規則対象条文</p> <p>第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>※核物質防護対策として実施</p>																																													
		設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																			
		第7条 人の不法な侵入等の防止	区域の設定 人及び車両の点検や確認等の接近管理、出入管理 物品の持込み点検 警備員による監視及び巡視 施設管理	運用・手順	・区域の設定に関する手順 ・接近管理、出入管理及び施設管理のための手順 ・持込み点検の手順 ・警備員による監視及び巡視の手順																																																																			
				体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制																																																																			
保守管理	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修																																																																							
教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育																																																																							
核物質防護上の緊急時の体制確立 治安当局及び規制当局への通報連絡 緊急時の対応に係る各種措置	運用・手順		・核物質防護上の緊急時の体制確立に関する手順 ・治安当局及び規制当局への通報連絡に関する手順 ・緊急時の対応に係る各種措置を実施するための手順																																																																					
	体制		・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制																																																																					
	保守管理		・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修																																																																					
	教育・訓練		・特定核燃料物質防護対策教育 ・特定核燃料物質防護対策訓練 ・アクセス遮断措置に関する教育																																																																					